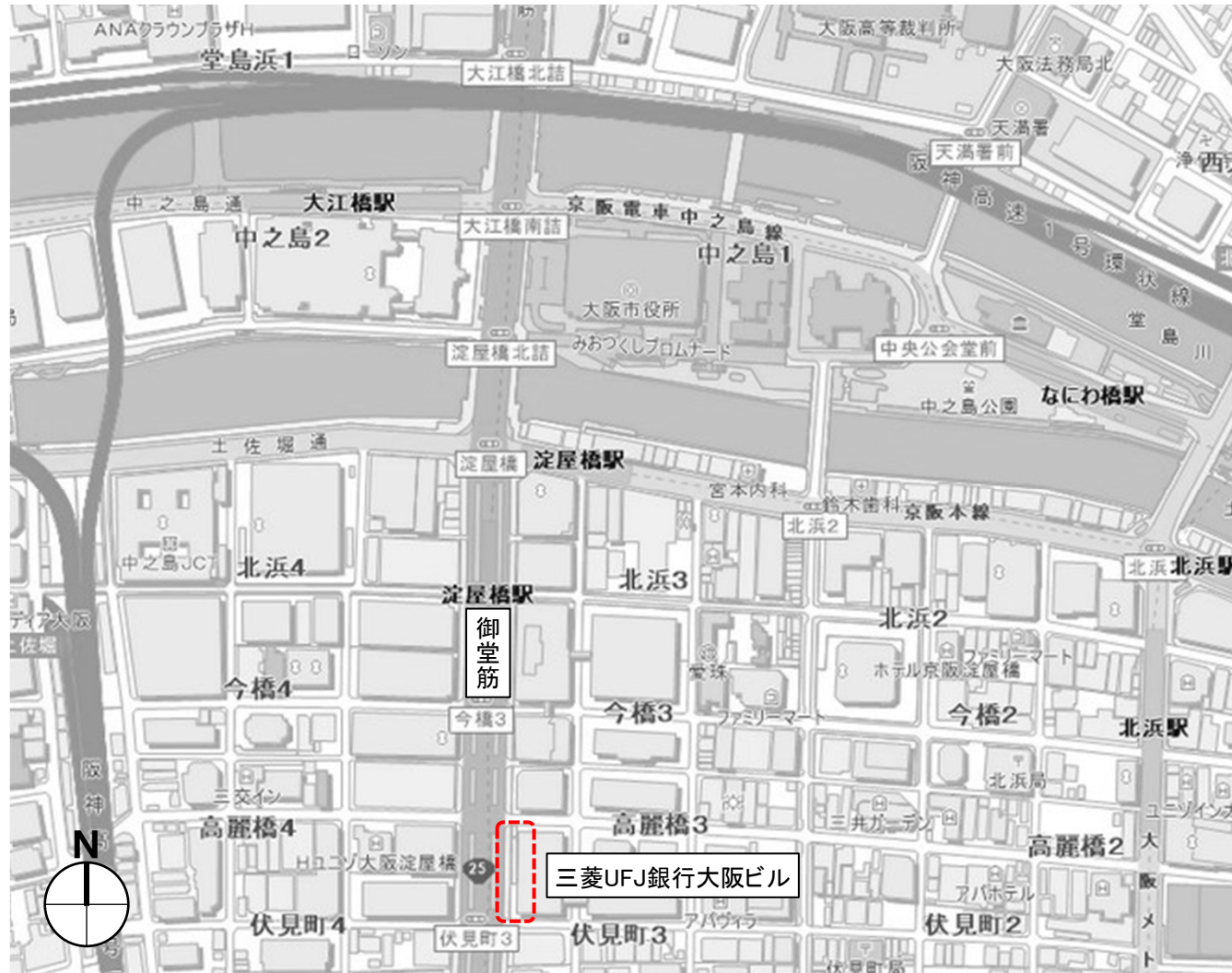
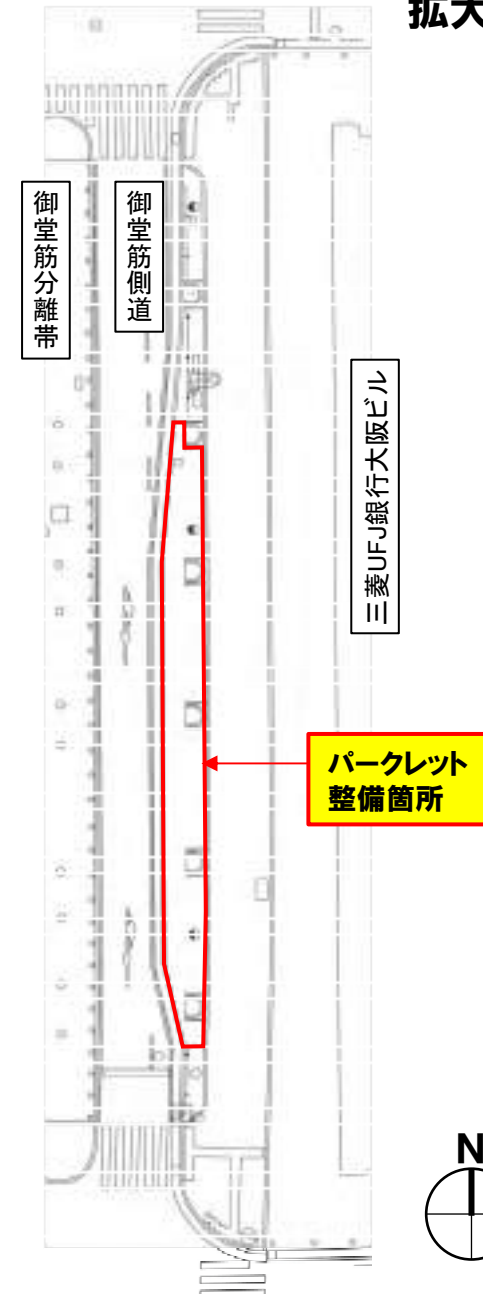


# 実施場所位置図

大阪府中央区伏見町三丁目5番地先  
三菱UFJ銀行大阪ビル 本館前



# 拡大図



# パークレットの整備・設計の考え方 (配置等の条件)

## 地域情報案内板・地図案内板

- 地域情報案内板は、地域の魅力などの地域情報と地図情報、2つの情報を提示するものです。それぞれの情報ごとに1基の筐体としますが、サイズや色彩などのデザインについては統一することとします。
- 地域情報と地図情報については、2基ともに液晶(LCD)のデジタルサイネージとすることが望まれますが、全体の整備費等により2基ともにデジタルサイネージとすることが困難な場合は、地図情報のみアナログシート等による構造を可能とします。

## パーゴラ

- デッキ範囲内に1箇所以上設置してください。
- 屋根をルーバーとするか、壁を作らない等の建築物としないデザインとしてください。(建築物となる際は受注事業者により各種申請・協議を行ってください)
- 構造は風速40m/s以上の強風に耐えるものとしてください。

## 植栽帯1範囲 (必須条件)

- パークレットの周辺に、御堂筋の景観やパークレットのデザインにふさわしい植栽デザインを行ってください。
- 発注者が受注事業者より提案されたデザイン案を踏まえて決定します。
- 客土は別途工事で整備します。

## デッキ範囲 (必須条件)

- 木材で製作してください。また、木材は滑りにくい表面加工を施してください。
- 自発光鍍(デッキ角面)等の照明を4か所程度設置してください。(図□)
- デッキの高さは150mmとします。



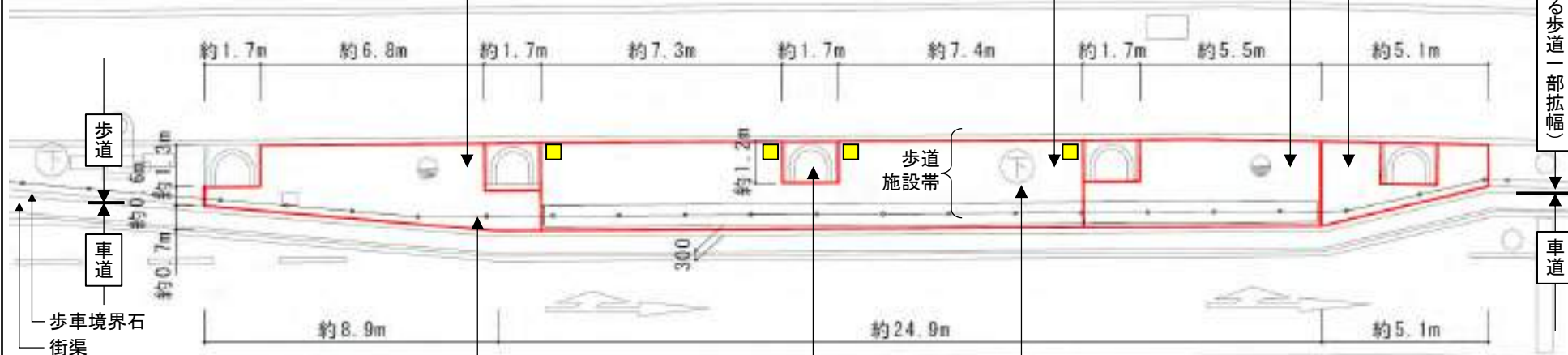
自発光鍍イメージ

## デッキなしのゼロレベル 範囲(必須条件)

- バリアフリー対応として、GLゼロレベルもしくはスロープを設置してください。

## 植栽帯2範囲 (必須条件)

- 植栽帯1範囲参照



## 防護柵B種(建設局整備)

## イチョウ

- 既存のイチョウを活かした空間とすることが求められます。

## 既存ハンドホール

- 維持管理が行えるように、デッキの一部を取り外せる構造としてください。設置(施錠)等の方法については、管理者協議により決定とします。

歩道(建設局による歩道一部拡幅)

車道

# パークレットの整備・設計の考え方(断面等の条件)

## 管理カメラ

- パーゴラ等、なるべく上部に設置してください。
- 機器仕様については、協議により決定します。※現在検討している仕様については「共通別紙6」を参照
- 非常用電源に接続してください。

## 固定ベンチ

- 支柱などの構造以外の部分は木材で製作してください(全て木材とすることも可能)。
- 防護柵目隠し化粧板を背もたれとした固定ベンチとする場合、化粧板と一体感のあるデザインとしてください。
- 位置、数量については自由とします。
- 座面高さは、400mmを標準とします。

## 可動ベンチ・テーブル

- 支柱などの構造以外の部分は木材で製作してください(全て木材とすることも可能)。
- 座面高さは、400mmを標準とします。

## パーゴラ

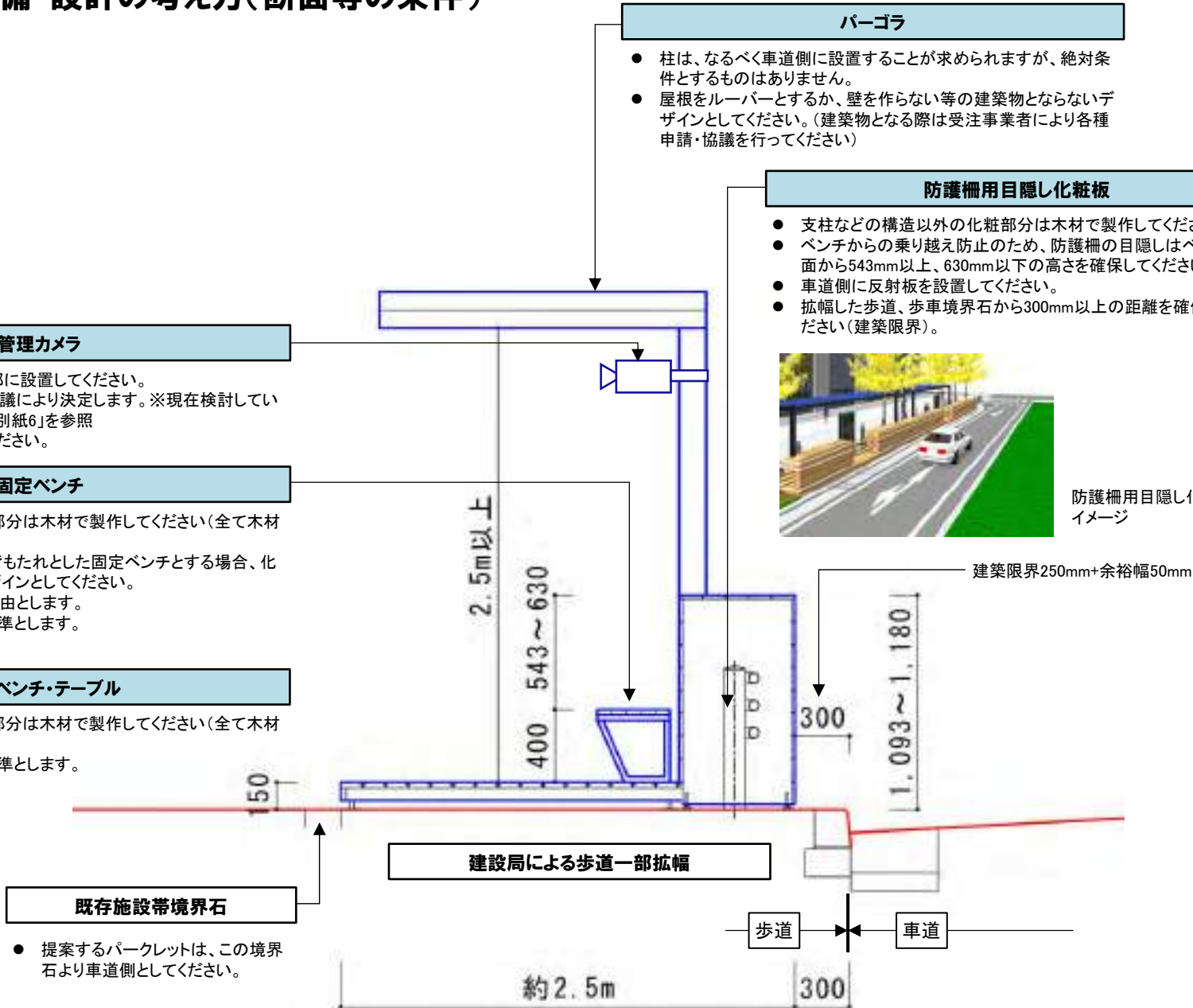
- 柱は、なるべく車道側に設置することが求められますが、絶対条件とするものではありません。
- 屋根をルーバーとするか、壁を作らない等の建築物とならないデザインとしてください。(建築物となる際は受注事業者により各種申請・協議を行ってください)

## 防護柵目隠し化粧板

- 支柱などの構造以外の化粧部分は木材で製作してください。
- ベンチからの乗り越え防止のため、防護柵の目隠しはベンチ座面から543mm以上、630mm以下の高さを確保してください。
- 車道側に反射板を設置してください。
- 拡幅した歩道、歩車境界石から300mm以上の距離を確保してください(建築限界)。



防護柵目隠し化粧板イメージ



## 既存施設帯境界石


- 提案するパークレットは、この境界石より車道側としてください。

## 地域情報案内板・地図案内板の整備・設計の考え方 【デジタルサイネージ】

- 地域情報案内板は、地域の魅力などの地域情報と地図情報、2つの情報を提示するものです。それぞれの情報ごとに1基の筐体としますが、サイズや色彩などのデザインについては統一することとします。材質、形状は、美観を損うことなく、公衆に対して危害を与える恐れのないものとしてください。
- 以下に、各面の条件を示します。※形状やデザインを指定するものではありません。

### 歩道側

**デジタルサイネージ**



- 画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置してください。
- フレームや架台等を除く画面の大きさは2㎡以下、フレームや架台等を含めた筐体の大きさは2.5㎡以下としてください。
- 液晶(LCD)のサイネージを使用してください。
- 解像度はフルハイビジョン(1920×1080px(207万3,600画素))、アスペクト比は16:9を基本としてください。

※ 詳細は「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱(大阪市計画調整局)」 「御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール(案)」を参照のこと。

**案内地図について**

- 「マップナビおおさか」など、インターネットを利用する地図アプリケーション等のデジタル地図が表示できるものとしてください。

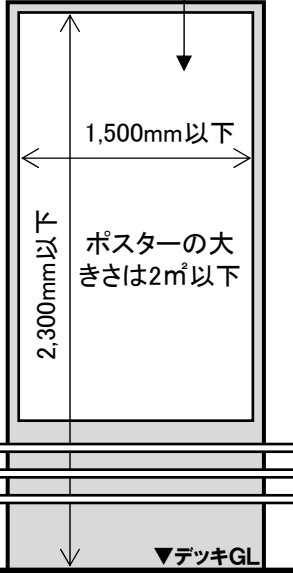
画面の大きさは2㎡以下

筐体の大きさは2.5㎡以下

▼デッキGL

### 車道側

**アナログ掲出用機能**



- 車道側(筐体裏面)はアナログポスターを掲出できる構造、ポスターを簡易に交換できる構造としてください。なお、内照する等、照明の設置は行えません。
- 近接する横断防止柵のビームは撤去できないことに留意してください。
- 表示面は、防護柵のビームに被らないように努めてください。ビーム高さは、デッキGLから概ね60cmの位置となります。

**構造について**

- 透過性のあるパネル等(ガラス・強化プラスチック等)で保護し、掲示物に変更可能なように開閉できる仕様としてください。
- 開閉方向は縦横間いませんが、管理機能として、コインロックや開閉ストッパー等の機構を付加してください。

※ 掲示するポスターサイズ(縦横比)は、関係者協議により変更する場合があります。

ポスターの大きさは2㎡以下

▼デッキGL

約600mm

### 各面共通

#### 形態

- 矩形の形態を基本とし、極力シンプルなサインとしてください。
- ボルトの露出は避け、シンプルな形態としてください。
- 地域情報と地図情報面は東向き(歩道側)を基本とし、2基をデジタルサイネージする場合は各筐体が10m以上の離隔が必要となることに留意してください。

#### 色彩

- ダークグレー(N4程度)としてください。

#### 仕上げ

- 御堂筋の風格にふさわしい上質な仕上げを用いることとします。

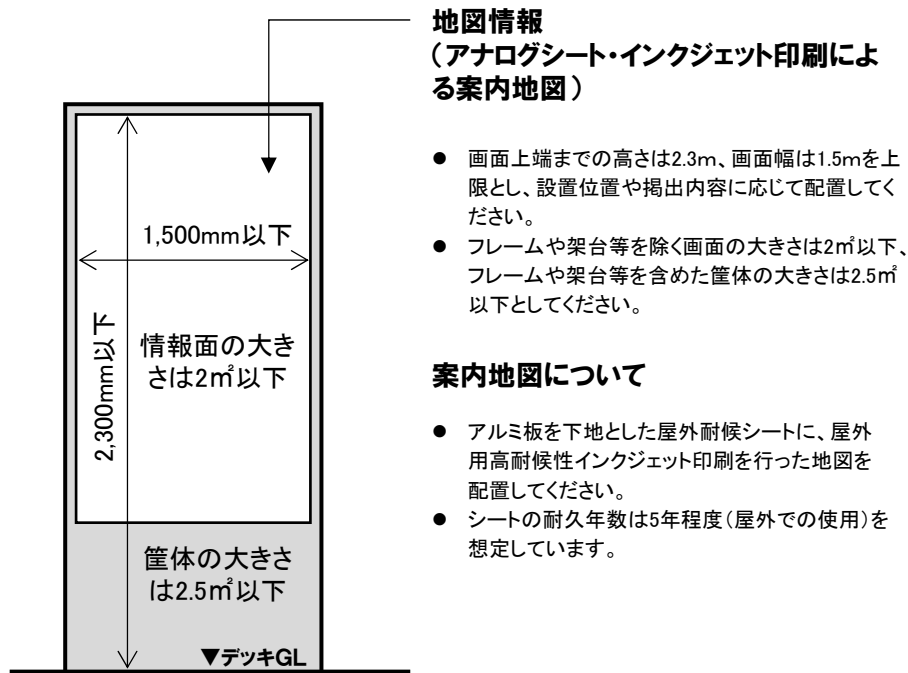
#### 側面

- 側面のデザインについては自由な提案を求めます。例として切り文字の名称サインを併設すること等が考えられます。

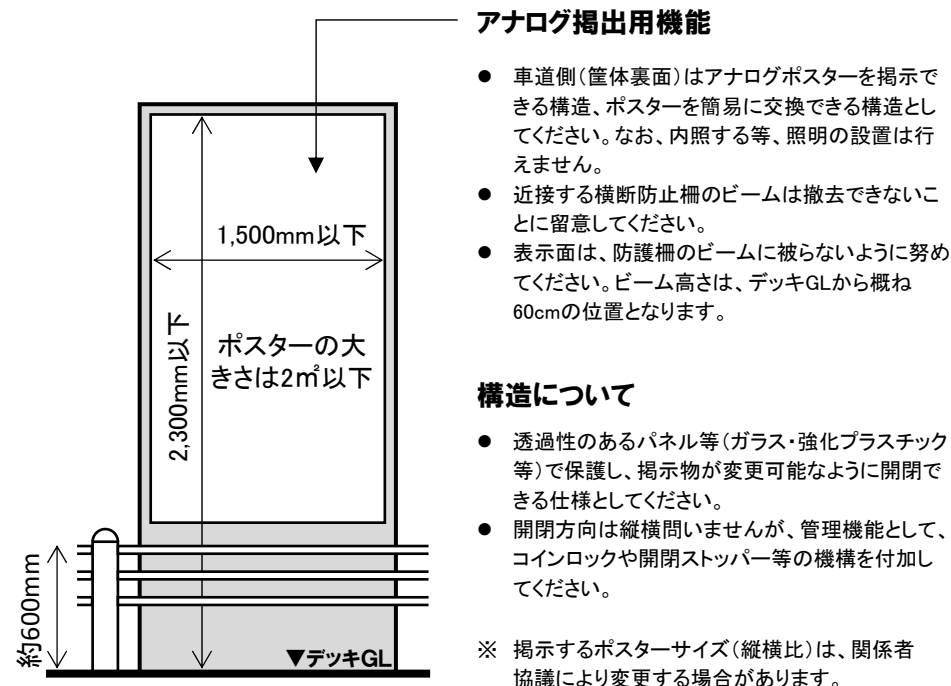
## 地域情報案内板・地図案内板の整備・設計の考え方 【地図情報の案内板をアナログシートとする場合】

- 地域情報案内板は、地域の魅力などの地域情報と地図情報、2つの情報を提示するものです。それぞれの情報ごとに1基の筐体としますが、サイズや色彩などのデザインについては統一することとします。材質、形状は、美観を損うことなく、公衆に対して危害を与える恐れのないものとしてください。
- 以下に、各面の条件を示します。※形状やデザインを指定するものではありません。

### 歩道側



### 車道側



### 各面共通

#### 形態

- 矩形の形態を基本とし、極力シンプルなサインとしてください。
- ボルトの露出は避け、シンプルな形態としてください。
- 地域情報と地図情報面は東向き(歩道側)を基本とし、2基をデジタルサイネージする場合は各筐体が10m以上の離隔が必要となることに留意してください。

#### 色彩

- ダークグレー(N4程度)としてください。

#### 仕上げ

- 御堂筋の風格にふさわしい上質な仕上げを用いることとします。

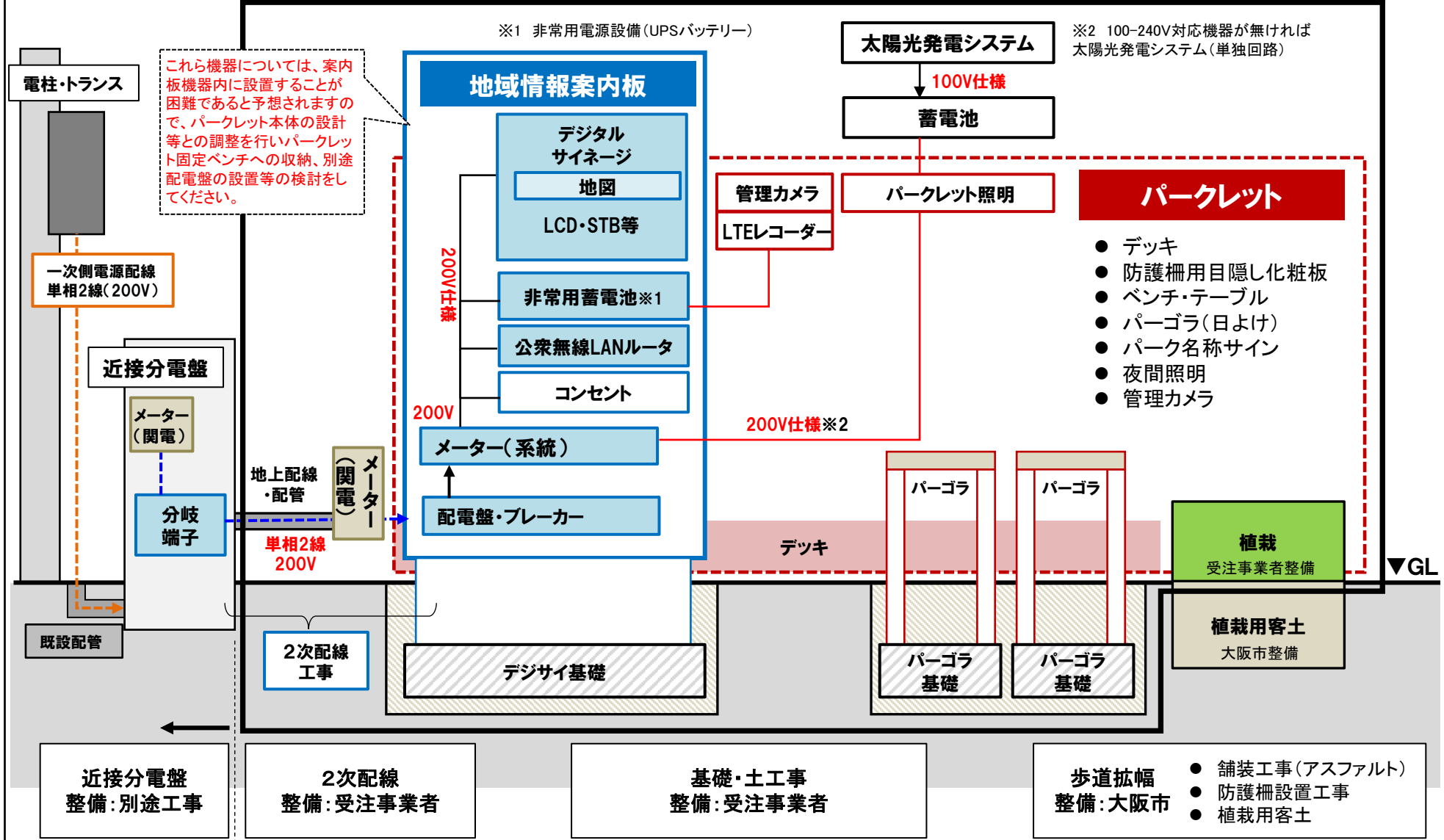
#### 側面

- 側面のデザインについては自由な提案を求めます。例として切り文字の名称サインを併設すること等が考えられます。

# パークレット・地域情報案内板 施設構成図

- 本事業は、パークレット及び地域情報案内板それら施設に係る電気設備などの設計整備を行うもので、施設内容は多岐に渡ります。
- 施設を設置する箇所は、事前に大阪市建設局が歩道の拡張工事を行うこととしています。

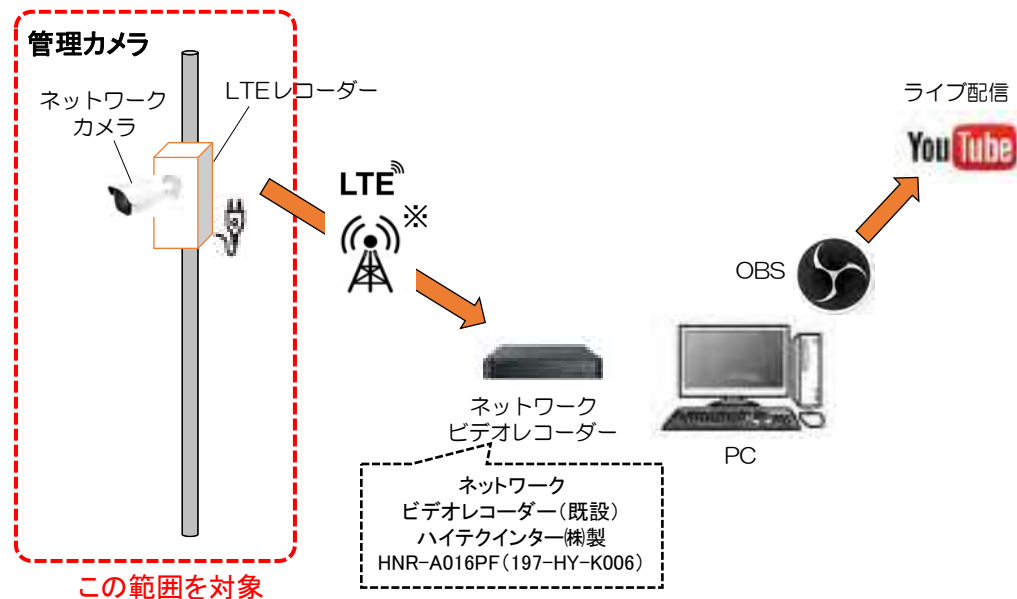
## パークレット・案内板 整備範囲:受注事業者





## 管理カメラ及び周辺機器の仕様

- 管理カメラは、周辺の状況をライブで視聴・録画するもので、本業務では赤枠内の機器の設置を行うものとします。



〔仕様イメージ ※詳細は協議により決定とします〕

管理カメラ		
機器	ネットワークカメラ	屋外設置型LTEレコーダー
数量	1台(屋外)※現地設置	1台(屋外)※現地設置
仕様(性能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カメラ:FHD/1920×1080以上の解像度、夜間撮影機能</li> <li>● 赤外線LED:照射距離30m以上</li> <li>● 撮影可能角度:水平103°以上</li> <li>● 最低被写体照度:カラー0.005Lux</li> <li>● 画像圧縮方式:H.265+/H.265/H.264/MJPEG</li> <li>● 電源:DC12V/PoE</li> <li>● 防水・防滴:IP67</li> <li>● その他:人間、車両、顔の検出に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構造:屋外に設置し、ネットワークカメラの取付基台を備えていること、またカメラに電源供給可能なこと</li> <li>● 画像圧縮方式:H.264/H.265</li> <li>● 録画/再生:解像度(8M/5M/4M/3M/1080P/720P/VGA)容量(500GB程度)</li> <li>● 無線インターフェイス:LTE(B1/B38/B19)</li> <li>● 対応キャリア:NTTドコモ及び各NVMO</li> <li>● 防水・防滴:IP66</li> </ul>
	セットで屋外に設置	
いちょうテラス淀屋橋(既設)の機器仕様(参考)	IPカメラ HIC-SB210 Full-HD スマートIPミニバレットカメラ(ハイテクインター社)	LTE通信機能対応 屋外設置型ネットワークレコーダ SECU-Net HOR-V485GH5-L(ハイテクインター社)

※レコーダーのLTE回線契約は発注者と別途協議して決定します。

## パークレット植栽デザインについて

- 当会は道路協力団体として、御堂筋の沿道の高質なみどり空間の創出に取り組んでいます。御堂筋彫刻ストリートと共に設置されたコンテナガーデンや、平野町街園等を参考としてデザインしてください。

コンテナガーデン



平野町街園

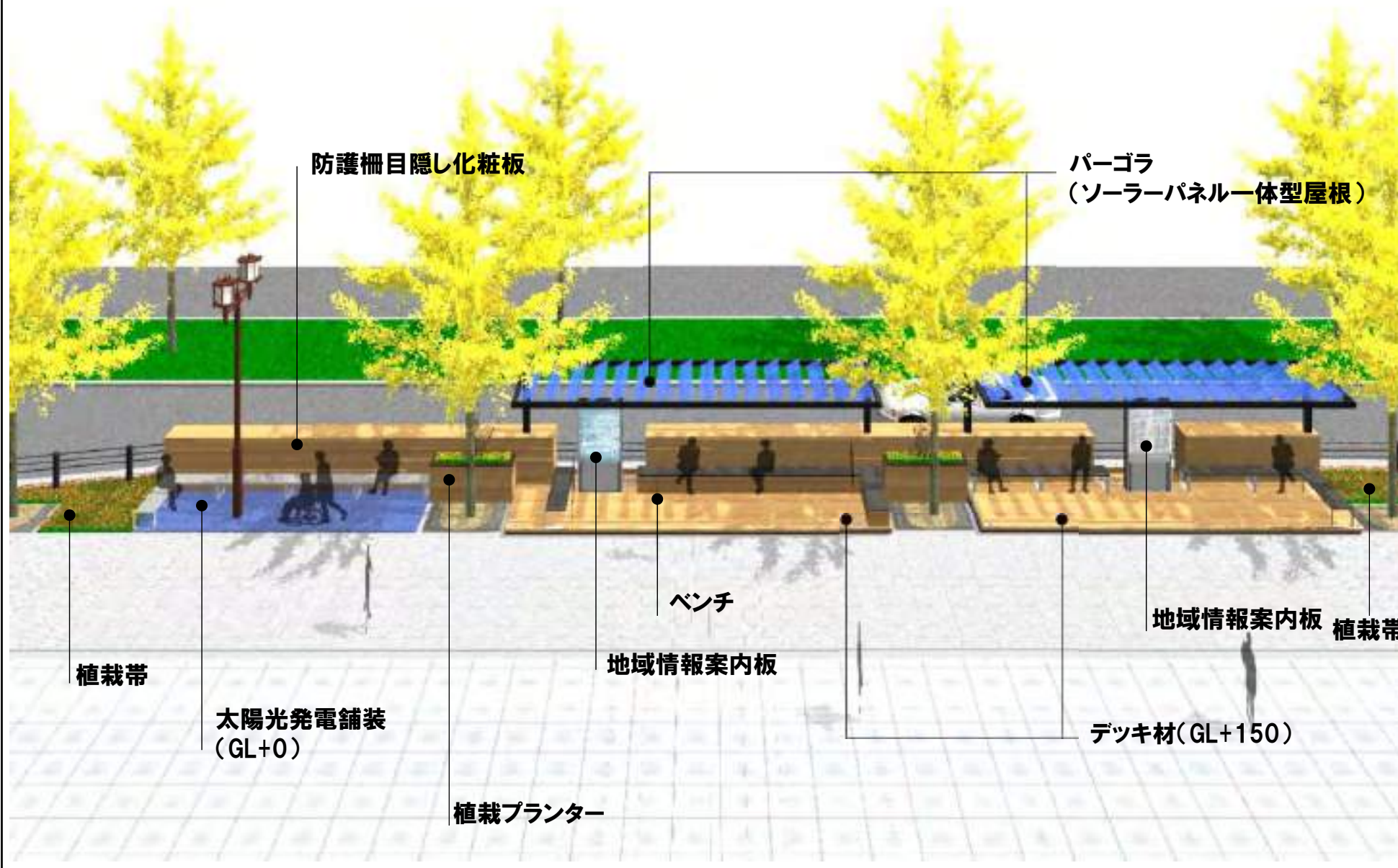


出典：当会HP及びgreen team HP



# 次期パークレット 検討イメージ図

※図は計画のポイントを示すイメージであり確定版ではない



## 次期パークレット 検討イメージ図

※図は計画のポイントを示すイメージであり確定版ではない



## ■御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール(案)

前提条件	<p>○御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮し、メインストリートにふさわしい高質な空間の実現に資するものとする。</p> <p>○イチョウ並木や沿道建築物と調和のとれた、統一感のある落ち着いたまちなみ形成に配慮した色彩やデザイン、シンプルな形態とする。</p> <p>○周囲から「際立たせる」のではなく、デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目につきやすくするよう工夫し、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインとする。</p> <p>○御堂筋デザインガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」に掲載された考え方を踏襲するものとする。</p> <p>○地域景観づくり協定を締結した者の代表者の意見を聴取すること。</p>
設置位置、形態・意匠の基準	<p>○設置位置は、歩道部への自立型設置とし、通行の妨げにならない位置とする。</p> <p>○御堂筋を走行する自動車から画面が視認できないよう、画面は南向きとする。走行する自動車から視認できる北面は、案内サイン等の掲示は可能とする。</p> <p>○歩行者に圧迫感を与えないようヒューマンスケールに配慮し、地盤面から画面上端までの高さは 2.3m、画面幅は 1.5m を上限とする。</p> <p>○骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとし、形態デザインや色彩は、シンプルで落ち着いたものとする。素材は、御堂筋の歩行者空間デザインと調和するよう、石材・鋼材・コンクリートなどを使用し、ダークグレーを主体とした明度の低い色彩とする。</p> <p>○太陽光を著しく反射する恐れのないものを使用する。</p> <p>○フレームや架台等を除く画面の大きさは 2 m<sup>2</sup> 以下、フレームや架台等を含めた大きさは 2.5 m<sup>2</sup> 以下とする。</p>

(次頁に続く)



<p>周辺への影響を抑えるための基準</p>	<p>○まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮する。具体的には、昼間の輝度は 3,000cd/m<sup>2</sup>以下、夜間の輝度は 800cd/m<sup>2</sup>以下を推奨する。なお、昼間の日射等の影響や夜間のイルミネーション時など、一時的に当該数値によらない場合は、その理由も合わせて別途協議の上基準を設定するものとする。</p> <p>○高彩度の利用を抑えるなど、まちなみを阻害しない色彩とする。具体的には、明るく派手な高彩度色を多用しないこと、また、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。</p> <p>○静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）のみとする。色の点滅も行わない。</p> <p>○音声は不可とする。（ただし、緊急時を除く。）</p>
<p>コンテンツの基準</p>	<p>○御堂筋のブランディングや賑わい形成、ならびに多様な情報の発信に資する広告物とする。</p> <p>○品格のある落ち着いた御堂筋の雰囲気損なわないよう、周辺景観に配慮した質の高い広告とする。</p> <p>○文字情報が多いものなど情報の過多に配慮するとともに、価格訴求の強いものやデザイン性が低いと判断されるものは避ける。</p> <p>○観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/10 を超えていることとする。（切り替えパターンに応じて適宜分散させる）</p> <p>○公序良俗に反しないものとする。</p> <p>○見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。</p> <p>○御堂筋らしい風格と高質な賑わいの形成に配慮し、人物、キャラクターの意匠は使用しないよう努める。ただし、下記のような場合でデザイン性の高いと判断される広告は認める場合がある（別紙 5～8 参照）。</p> <p>⇒人物、キャラクターの使用する面積（顔の部分を長方形の枠で囲った面積、イラストや CG の場合も同様）が画面の 1 / 3 を超えない事、かつ掲出時間が 1 / 3 を超えないこと。</p> <p>⇒シルエット（顔等が認識できないような人物背景など）や体の一部、群衆としての使用など、イメージ的に用いられているものは、面積・時間の割合に関わらず使用可能とする。</p> <p>○一定以上の解像度を確保する。</p> <p>○文字の大きさは、40cm までとする。</p>



■ 広告掲出禁止業種

【参考：御堂筋の風格あるまちなみ形成の観点から望ましくない広告掲出の基準（業種）】

公序良俗や見る人に不快感や不安感を与えないなどのコンテンツの基準のほか、基本的な人権等を損なわないようし、御堂筋の品格の向上に資する広告物とするよう、下記の業種、商品・サービスに係る広告については、基本的に掲出を禁止するものとする。

- ・カラオケ
- ・ギャンブル
- ・ドラッグストア
- ・通信販売
- ・下着
- ・トイレ・衛生用品
- ・美容エステティックや毛髪業のうち脱毛に係るもの
- ・消費者金融
- ・選挙・政治関係の広告
- ・個人の意見広告
- ・テロ・爆発・暴力等を表現した映画の広告

■ 別途規定する内容(案)

以下の規定が自主ルール(案)と重複する場合、より厳しい条件を採用します。

1.設置場所・ 設置方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○信号機又は道路標識等の効用を妨げない</li> <li>○人や商品が車道に飛び出そうとしているように見えないこと、その他交通管理上の支障がないものとする</li> <li>○著しく景観を損なわないものとする</li> <li>○相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なものとする</li> </ul>
2.表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サブリミナル効果等の、通行人等が通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達しない</li> <li>○コントラストの強い画面が反転したり急激に場面転換したりしない</li> <li>○歩行者が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものとする。</li> </ul>
3.官民連携・ 災害時の情報 発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報の提供に協力する</li> <li>○警察、区役所、危機管理室と連携のうえ、必要な行政情報を掲出する</li> </ul>
4.表示内容 (コンテンツ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の広告物は表示をしない</li> <li>○法令等に違反するもの</li> <li>○良好な景観又は風致を害するもの</li> <li>○公衆に不安や不快の念又は危害を与えるもの及び青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの(暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、射幸心、投機をおおる恐れのあるもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現等)</li> <li>○社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの(不祥事を起こした企業等の広告等)</li> <li>○消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの(誇大な表現、射幸心を著しくおおる表現、誤認させるような表現等)</li> <li>○テレビ放送、スポーツ中継等、著しく人が滞留するおそれのあるもの</li> <li>○明らかに車両の運転者に対して訴求するもの</li> </ul>
5.法令順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設置にかかる関係法令を遵守すること</li> <li>○道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可、その他必要な許可等を受けること</li> </ul>